

3-5 経営環境の変化への対応

コンプライアンス経営や企業の社会的責任を果たすこと（CSR）は、建設コンサルタントの持続的発展の基盤を形成することといえる。また、大規模災害等により一時的に業務が中断したとしても、可能な限り短期間で業務を再開することが顧客満足の点から不可欠である。したがって、各企業が取り組む事業継続も重要な経営課題の一つになっている。

3-5-1 コンプライアンス経営

建設コンサルタントにとって中立・公正の堅持はもとより、守秘義務や私的独占の禁止など契約や法律の遵守は当然守るべき行為である。

協会においても「倫理綱領」を定め、倫理の保持と遵守を求めてきたが、倫理やコンプライアンスの問題の根底には職業倫理観の未成熟さ、職業基盤の脆弱さがある。このような課題に対し、協会では、倫理委員会、独占禁止法に関する委員会、職業倫理啓発委員会を設置するとともに、より一層の高い倫理観の醸成と法令の遵守を求めるため、平成20年4月に『職業倫理啓発の手引き』を策定し、会員企業へのコンプライアンスの浸透と周知を図っている。

（1）独占禁止法に関する協会の対応状況

協会は次のとおり、コンプライアンスプログラムの導入の促進を指導している。

表 3-5-1 協会のコンプライアンスプログラム

- | |
|----------------------------------|
| ア. 経営者の独占禁止法遵守の宣言 |
| イ. 従業員のための独占禁止法遵守マニュアルの作成 |
| ウ. 営業倫理行動規範の作成 |
| エ. 入札価格の決定等の社内責任体制の確立 |
| オ. 従業員への独占禁止法に関する研修、教育の実施 |
| カ. 独占禁止法の遵守状況の社内監督体制の確立 |
| キ. 独占禁止法に関する社内相談体制の整備 |
| ク. 独占禁止法に違反した場合の社内規定に基づく懲戒処分等の実施 |

協会会員企業のなかには、次のような社内体制と組織を整備している例もある。

- ①コンプライアンスプログラム策定
- ②コンプライアンス委員会／室の設置
- ③営業（部署）、積算（部署）、入札（部署）の分離
- ④会社の基本姿勢と営業活動規範の策定

【基本姿勢（例）】

- ・ 独占禁止法及びその他の法令を遵守する
- ・ 自主価格による自由競争を堅持する
- ・ 職員は公正取引規定に則り厳正に行動する

【営業活動規範（例）】

- ・ 事業者間で情報交換をしない

- ・カルテルに属する行為あるいは疑われる行動はしない
- ・カルテルを疑われる会合等への参加はしない

上記に反した場合は公正取引規定により罰則を科す。

(2) 職業倫理啓発活動

協会は、職業倫理啓発活動として、平成20年4月に策定した『職業倫理啓発の手引き』をもとに、図3-5-1の枠組みで啓発活動を実施している。

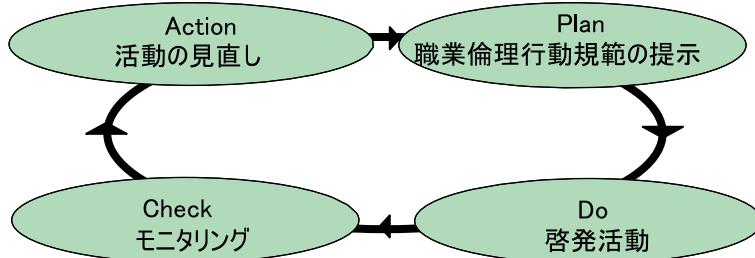


図3-5-1 職業倫理啓発活動の体系

【啓発活動の内容】

Plan—職業倫理行動規範の提示：我々の職業における倫理上の行動規範を、表3-5-2に示す。

Do—啓発活動：『職業倫理啓発の手引き』をもとに、協会内及び企業内啓発活動を実施。

Check—モニタリング：職業倫理遵守状況をモニタリングし、『職業倫理年次レポート』を作成・報告。

Action—活動の見直し(フォローアップ)：モニタリング結果から必要な啓発活動の見直しを実施。

表3-5-2 職業倫理行動規範

- | |
|---|
| 一、「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。 |
| 一、経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらし、他者の経営をも苦しめることとなる。 |
| 一、職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを發揮しなければならない。 |

3-5-2 CSRの推進

(1) 建設コンサルタントのCSR

1) CSRへの潮流

建設コンサルタントは、社会資本整備において技術サービスを提供するという事業活動であることから、企業の社会的責任は大きい。そのため、高い倫理性を堅持しながら社会貢献していくなければならない。

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) とは、企業が様々なステークホルダーとの信頼関係を築き、自らの事業活動を継続していく上で果たさなければならない責任と捉えることができる。また、企業を社会的責任の観点から格付けし、企業への投資を行う SRI (Socially Responsible Investment : 社会的責任投資) も活発化している。一方、社会の善良なる一員として企業が何にどう取り組んでいるかという観点から、CSR レポートを作成し、積極的に公表している企業も多くなった。

企業が果たすべき責任として広がってきた考え方、環境対策をとること、積極的に情報開示をすること、しっかりした企業統治をすること、企業倫理を守ること、法令を遵守すること、差別なき雇用をすること等がある。環境に関しては、地球温暖化や環境汚染といったことが大きな問題として取り上げられており、さらに、国民の生活環境を守ることも建設コンサルタントとしての重要な役割である。また、企業倫理に関しては、マンション建設のくい打ち工事のデータの改ざんの他にも、羽田空港他の地盤改良工事における施工データの改ざんや大手電機メーカーの不適切会計報告といった不正行為が生じており、大きな社会問題となっている。

建設コンサルタントでは、我が国の社会資本整備において建設に係わるあらゆる場面において技術の提供を通して高い倫理性を堅持しながら社会貢献を行っており、法令遵守、企業倫理、環境対策等、CSR の構成要素への取組みについて、ホームページ等で国民に情報を公開している。

2) 建設コンサルタントに求められる要件

建設コンサルタントは、21世紀の社会資本の整備と活用における多様化する役割と領域を担い、これまで以上に効率性、透明性、競争性、公正性を有する社会資本整備に貢献し、美しく豊かな国土を実現する使命を担っている。

建設コンサルタントは、上記の使命を達成するためには、ステークホルダーの視点に立った企業倫理、技術者倫理を堅持し、高い創造性、構想力、多様性、意欲、表現力等を持つ技術者を確保しなければならない。さらに、建設コンサルタントの行動・活躍を広く国民へ広報して社会から認知され、評価されることが求められている。そのために、協会会員企業各社では、独自の経営方針、企業行動指針、品質方針、環境方針等を制定し公表する企業が増えている。そのなかには法令の遵守、倫理の堅持、社会貢献、技術力向上、環境問題など CSR の観点からの積極的な取組みが示されている。これまでの受け身の情報だけでなく積極的に情報を開示していくことが重要であり、それに伴い企業としての責任も大きくなっている。

(2) 建設コンサルタントの取組み

建設コンサルタントの取組みにおいては、産業全体、企業及び技術者の倫理の堅持に加えて、社会貢献活動並びに CSR の充実が重要である。また、建設コンサルタント全体を戦略的に広報する等により社会的認知度の向上を図り、役割の重要さや実情を広く国民に知ってもらうことが必要である。

CSR の概念は企業経営そのものであり、企業の持続的発展の基盤を形成するようになってきている。社会資本の整備をリードしていく立場にある建設コンサルタントは、社会から信頼され尊敬される業界となるために、積極的に CSR を中心とした活動に取り組み、社会にアピールすることが必要である。

協会では、平成15年5月「改革宣言—建設コンサルタント21世紀ビジョンー」において、建設コンサルタント自らを魅力と展望のある知的産業とするため、5つの構造改革（①新しい領域の開拓と拡大、②企業配置の再編、③技術競争市場の形成と技術開発、④組織主体から技術者主体への転換、⑤企業倫理、技術者倫理の堅持）に取り組むことを宣言した。また、平成26年の中期行動計画においても、自律した建設コンサルタントへの転換として3つの基盤と4本の改革の柱を実践している。3つの基盤とは建設コンサルタントの産業、企業基盤を支える上で重要な倫理基盤、品質基盤、経営基盤である。この3つの基盤と4本の改革の柱からなる改革は、それぞれが独立しているのではなく相互に影響しあっている。

平成17年度に、CSR専門委員会を設置し、CSRに関する国内外の情報を収集し、CSRへの協会としての取組みの方針を検討してきた。その後、建設コンサルタントCSRガイドブックのとりまとめやCSR活動に関する講習会を開催し、CSRの普及に努め、CSR活動についての当初の目的は達成したと思われる。

今後は、必要に応じCSRの最新の動向の把握、CSR活動を実施している企業の実例紹介、CSRガイドブックの見直しといったことについて取り組んでいくこととする。

3-5-3 事業継続への取組み

（1）事業継続への取組みの必要性

建設コンサルタントにおける事業継続への取り組みの推進は、安全安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たす上でも重要なことであり、大規模な災害や事故等で被害を受けた場合においても、発注者からの委託業務を中断しないこと、また中断しても可能な限り短期間で業務を再開することが不可欠である。

自然環境が大きく変動している昨今、今後様々な形の被害が発生し、長期間の業務停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとって大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、ウイルス感染など、リスクの多様化に伴い、事態が発生した後いかに速やかに業務を再開させることができるかが問われている。さらに、災害復旧に際して、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

さらに、国土交通省の建設関連企業等の「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）の作成支援では、大規模災害時の緊急対応に当たって、行政機関と連携しながら災害対応を行う建設関連企業が災害応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておくことが必要とされている。また、各地方整備局においても、建設関連企業を対象としてBCPなど災害時の事業継続力の認定を推薦するとともに、認定企業に対しては総合評価落札方式での加点評価とするなどインセンティブを付与することで地域防災力を強化するともしている。

(2) 事業継続計画の策定

建設コンサルタントにおいては、大規模な災害時に、業務を継続できるように事前事後対策をあらかじめ定めた「事業継続計画」（BCP）を策定し、常に災害等のリスクに対応できるよう備えておくことが必要である。

以下に、「事業継続計画」（BCP）のなかで、定めておくべき項目の例を示す。

- ①想定するリスク（検討対象とする災害の特定）
- ②被害の想定
- ③事業継続のための対策（指揮命令系統の明確化／本社等重要拠点の機能の確保／対外的な情報発信及び情報共有／情報システムのバックアップ／サービスの供給関係）
- ④事業継続とともに求められるもの（生命の安全確保と安否の確認／事業所及び設備の災害の軽減／二次災害の防止／地域との共生・地域貢献）

ただし、実際の災害では想定外の事態も発生することから、計画を定期的に見直すことは、実効性を維持するために不可欠である。このためには、現実の災害における被災企業の事例を参考にし、定期的な模擬訓練等により継続的な改善が必要である。

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みについて、協会としては、引き続き会員企業の事業継続への取組みを促進するための情報提供を進めていくとともに、図3-5-2に示すように事業継続とともに追求していかなければならない項目も含め企業に推進していくこととしている。

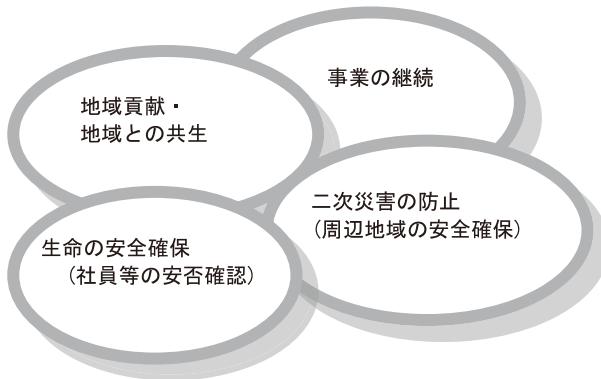


図3-5-2 事業継続とともに求められるもの